

令和元年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R2. 2. 3	R2. 2. 12	学校法人〇〇の平成28年度から平成30年度までの財務計算書類のうち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表	28	1														(7条3号) 資金収支計算書等の小科目及びその金額等については、開示により法人の財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	生活文化局私 学部私学行政 課
2	R2. 2. 4	R2. 2. 13	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付平成29年度事業報告書及び解散届出書	8	1														(7条2号) 社員の氏名及び住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都 民生活部管理 法人課
3	R2. 2. 11	R2. 2. 18	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付平成19年度事業報告書類。外8件	90	1														(7条2号) 社員の氏名及び住所又は居所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都 民生活部管理 法人課

令和元年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
4	R2. 2. 5	R2. 2. 19	知事宛請願（本年〇月〇日「〇〇」への回答を、他部署に求めた都民の声課発行の文書及び決裁書					1											都民の声総合窓口にて都民から寄せられた要望等は、その内容にかかわる業務を担当する各局等に伝達することとされており、都民の声課発行の文書及び決裁書は作成しておらず、存在しないため	生活文化局広報聴部都民の声課
5	R2. 2. 7	R2. 2. 19	・アンテナ配線図、カバーエリア実測データ ・磁気誘導ループシステムマニュアル ・機器構成表	10	1															生活文化局文化振興部企画調整課
6	R2. 2. 7	R2. 2. 19	東京都が所有する300席以上の客席があるホールまたは会議場のうち、ヒアリンググループが常設されている又は補聴器を持たない難聴者への貸出受信機を所有する施設における、以下の文書（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場は除く）。 ・会場内における、ヒアリンググループ対象エリアが図示された案内板の表示内容やマークの内容がわかる文書 ・国際的に「ヒアリンググループ」の呼称が確定しているにもかかわらず、「磁気ループ」の呼称を使い続けている理由がわかる文書					1											文化振興部において当該文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局文化振興部企画調整課

令和元年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
7	R2. 2. 12	R2. 2. 26	個人情報に係る事故報告について（令和元年11月18日付）	2	1					1										(7条2号) 日付及び事案の詳細な記述部分については、個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるため	生活文化局総務部総務課
8	R2. 2. 12	R2. 2. 26	消費者庁消費者事故等情報通知様式	7	1					1	1				1				(7条2号) 発生日時の時刻、発生地域の時刻等については、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるため (7条3号) 事業者の属性及び型式・ロット番号については事業者及びその商品に関する情報であり、公にすることにより、事業者が特定され当該事業者の社会的信用の低下を招くなど競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため (7条6号) 関連事項のうち記入欄については、センターが通知先に報告した内容であり、当該情報には、相談者が行った相談に係る情報が記載されており、公にすることにより、今後、相談者が相談をためらうなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局消費生活総合センター	